

千葉市無電柱化推進計画

令和元年 5 月

令和 4 年 3 月改訂

千葉市

目次

本計画の目的	1
第1章 無電柱化の推進に関する基本的方針	2
1 これまでの無電柱化	2
2 対象道路の考え方と今後の進め方	3
3 整備対象路線	4
(1) 都市災害の防止	4
(2) 安全で快適な歩行空間の確保	5
第2章 無電柱化推進計画の期間	7
第3章 無電柱化の推進に関する目標	7
第4章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	8
1 多様な整備手法の活用、積極的なコスト削減策の採用	8
2 区役所等の車両出入口の対策	8
3 占用制度の適切な運用	8
4 財政的支援	8
5 道路事業や市街地開発事業等の実施と併せて行う無電柱化	9
第5章 無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するための必要な事項	9
1 関係者間の連携強化	9
2 広報・啓発活動	9
資料編	
1 防災拠点	10
2 無電柱化の整備手法	11
3 低コスト手法	12
4 優先して整備する路線位置図	13
(1) 千葉大網線・中央星久喜町線・千葉大学線	13
(2) 椿森24号線	14
(3) 国道14号・中瀬幕張町線・若葉5号線・若葉13号線・ひび野中 瀬1号線	15

本計画の目的

近年発生している大規模地震や大型台風等の災害においては、電柱が倒壊し、ライフラインが遮断されるだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、救援物資の輸送や医療救護活動、復旧作業に大きな支障が生じています。

本市においても、平成23年に発生した東日本大震災では、液状化による電柱の傾斜、沈下が生じ、停電や道路の通行止め等により市民生活に大きな影響を与えました。

また、マグニチュード7クラスの首都直下地震の今後30年以内に発生する確率が約70%と高い数字で予想され、これまで以上に防災への意識が高まり、無電柱化への取組みが必要となっています。

平成28年12月には、「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、国、地方公共団体、関係事業者に責務が定められました。また、同法律では、無電柱化推進計画の策定を国に義務付け、都道府県、市町村には努力義務として位置付けるなど、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することが示され、国は、平成30年4月に無電柱化推進計画を策定しています。

このような背景から、本市においても、無電柱化を推進するため、基本方針、整備路線、期間等を定めた「千葉市無電柱化推進計画」を策定し、安全・安心なまちづくりを目指すこととします。



台風14号による電柱の倒壊
(出典) 国土交通省ホームページ



液状化による電柱の傾斜（千葉市）

第1章 無電柱化の推進に関する基本的方針

1 これまでの無電柱化

本市では、「安全で快適な歩行空間の確保」、「都市災害の防止」、「都市景観の向上・地域活性化」等を目的に、昭和61年から千葉駅周辺の商業地域の道路を中心に無電柱化を進め、平成7年6月には、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」の施行を受け、道路管理者が行う電線共同溝の整備を進めてきました。現在までに電線管理者が行う無電柱化も含めると、整備延長で約140kmが無電柱化されています。

平成14年からは、「安全で快適な歩行空間の確保」を主な目的として、千葉市バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画※1で定めたバリアフリー経路を中心に整備を進め、現在、道路特定事業計画における電線共同溝の計画延長27.2kmに対し、約9割にあたる24.3kmが完了し、これらの取組みにより、千葉都心等における主要な経路においては、概ねの整備が完了しました。

一方、大規模災害時に、避難・救助をはじめ、救援物資の輸送などの応急活動のため、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として県が定めた「緊急輸送道路」においては、未だ多くの電柱が建っており、災害時における電柱の倒壊により、道路が閉塞し、医療救護活動等に影響を及ぼすことが懸念されます。



整備前



整備後

栄町1号線（中央公園～市民会館）

※1 道路特定事業計画：

千葉バリアフリー基本構想で定めたバリアフリー整備を行う経路等において、道路管理者が実施するバリアフリー整備の事業内容、事業時期等をまとめた計画。

2 対象道路の考え方と今後の進め方

無電柱化の対象道路の考え方

以下の考え方を基に、無電柱化を推進します。

I 都市災害の防止

大規模災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、都市防災機能の向上を図るため、緊急輸送道路及び緊急輸送道路から防災拠点※₂までの路線。

II 安全で快適な歩行空間の確保

通行の妨げとなる電柱をなくし、安全で快適な歩行空間を確保するため、道路特定事業計画における電線共同溝の整備計画路線。

III 都市景観の向上・地域活性化

千葉市の観光資源の魅力を高めるため、無電柱化が求められる路線。



無電柱化の今後の進め方

今後は、首都直下地震など大規模災害に対する都市防災機能の向上を図るため、「I 都市災害の防止」に重点を置き、計画的な事業展開を図ります。

なお、本計画は、緊急輸送道路、防災拠点及びバリアフリー経路等の見直し、または国の無電柱化推進計画の動向等を踏まえ、適宜、見直しを検討します。

※2 防災拠点（詳細は資料編1を参照）

- ・総合防災拠点：災害対応の中核機能となる災害対策本部
- ・災害拠点病院：重篤傷病者に救急医療を行うため、高度な診療機能等を備えた医療の活動拠点
- ・物資輸送拠点：災害発生時に物資を受入・保管し、各避難所へ配布するための仕分け等を行う広域的な物資拠点

3 整備対象路線

(1) 都市災害の防止

大規模災害時において、救援物資の輸送や医療救護活動等を円滑に行うため、緊急輸送道路や防災拠点までの経路を整備対象路線とします。

そのうち、県外からの救援物資や傷病者等の輸送ルートとなる東関東自動車道及び京葉道路のインターチェンジから防災拠点までの経路において、整備による効果が大きい路線を優先的に整備します。

(図1 整備対象路線図参照)

表1 「都市災害の防止」における整備対象路線

No	路線名	始点	終点	目的とする 防災拠点	路線 延長 (km)	
①	千葉大網線	大網街道入口交差点	ハーモニープラザ交差点	千葉大学医学部附属病院 千葉市立青葉病院	1.1	優先して 整備する 路線
	中央星久喜町線・ 千葉大学線	矢作トンネル東交差点	千葉大学医学部附属病院 千葉市立青葉病院	千葉大学医学部附属病院 千葉市立青葉病院	0.5	
②	椿森24号線	椿森中学校入口交差点	国立病院機構千葉医療センター	国立病院機構千葉医療センター	0.3	
③	国道14号	幕張IC	美浜区幕張西1-1-8地先	国際展示場(幕張メッセ) 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院	0.2	
	中瀬幕張町線	幕張公園交差点	中瀬交差点	国際展示場(幕張メッセ) 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院	0.7	
	若葉5号線 若葉13号線 ひび野中瀬1号線	美浜区ひび野1丁目 1地先	美浜区若葉3丁目1 -6地先	千葉市立海浜病院	0.9	
④	新港穴川線	海浜橋交差点	黒砂橋東側交差点		1.9	
⑤	千葉鎌ヶ谷松戸線・ 中瀬幕張町線	武石IC	幕張公園交差点		1.8	
⑥	問屋町2号線	中央区問屋町7地先	ポートアリーナ前交差点		0.4	
⑦	高洲中央港線	黒砂橋東側交差点	千葉みなと駅入口交差点		2.8	

(2) 安全で快適な歩行空間の確保

通行の妨げとなる電柱をなくすことにより安全で快適な歩行空間を確保するため、道路特定事業計画における無電柱化の計画路線を整備対象路線とします。

(図1 整備対象路線図参照)

表2 「安全で快適な歩行空間の確保」における整備対象路線

No	路線名等	始点	終点	計画延長 (km)
①'	JR 幕張駅北口駅前広場			0.1
②'	幕張町弁天町線	稲毛区小仲台 1-4-20 地先	敬愛学園前交差点	1.1
③'	千葉港5号線	問屋町交差点	ポートサイドタワー交差点	0.8
④'	誉田駅北口線	誉田駅北口交差点	緑区高田町 401 地先	0.9

(3) 都市景観の向上・地域活性化

現時点で整備対象となる計画路線はありません。

なお、整備にあたっては、「I 都市災害の防止」を優先的に整備することを踏まえ、区画整理等の他事業による整備や、地中化以外による無電柱化も視野に、電線管理者等と調整を図り、事業を推進します。

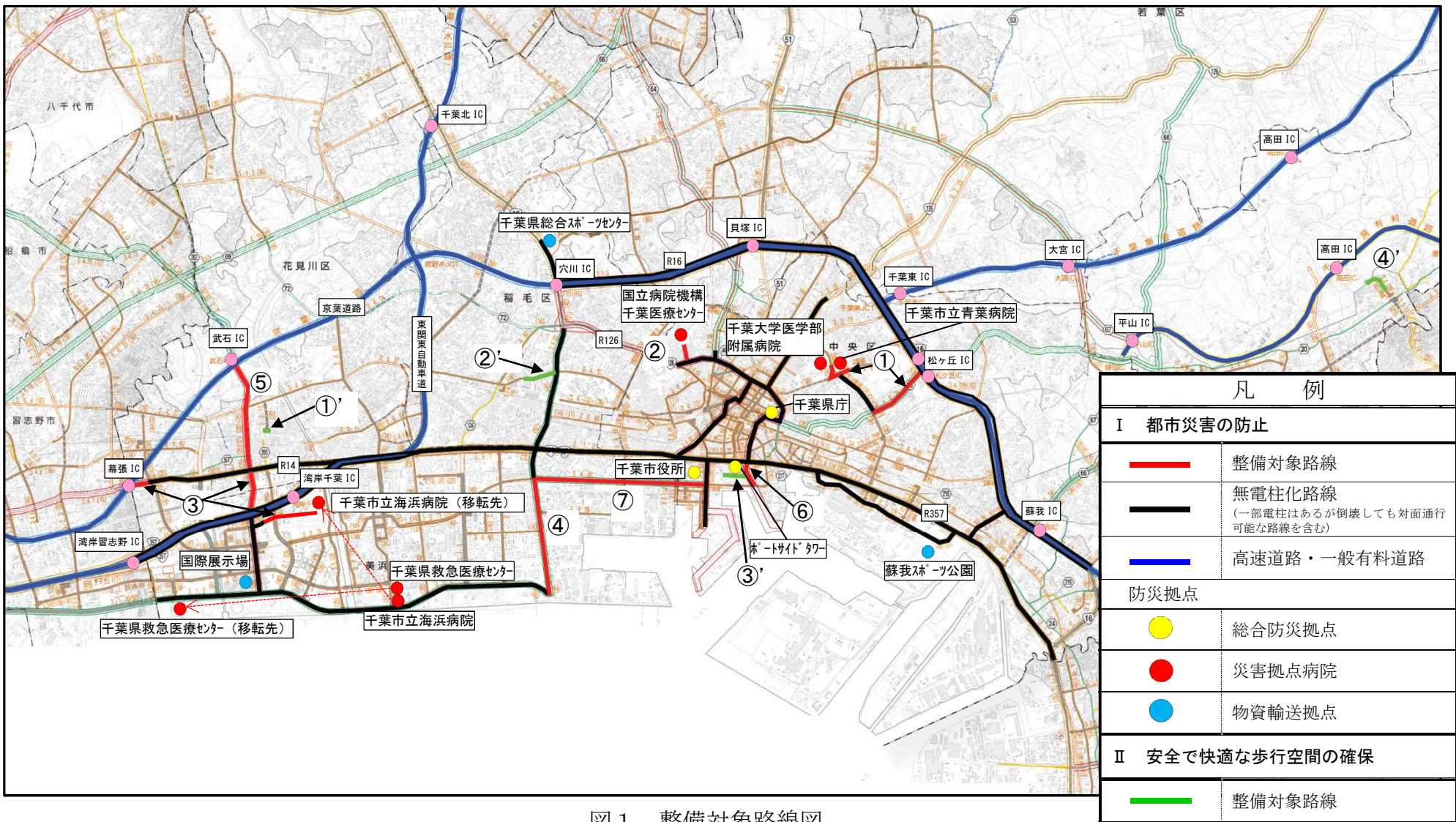


図1 整備対象路線図

第2章 無電柱化推進計画の期間

2019年度から2028年度までの10年間とします。

第3章 無電柱化の推進に関する目標

市では、大規模災害に対する都市防災機能の向上を図るため、「I 都市災害の防止」における「優先して整備する路線」計3.7kmの整備完了を目指します。

高速道路等のICから防災拠点への無電柱化された路線での接続率

68.2%⇒100%

その他の整備対象路線についても、「優先して整備する路線」の整備完了後に、速やかな整備着手を目指します。

第4章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 多様な整備手法の活用、積極的なコスト削減策の採用

無電柱化の整備手法^{※3}については、電線共同溝方式を基本としますが、コスト削減を図るため、道路条件や沿道状況等を踏まえ、最も経済性に優れた手法を採用することとし、以下の検討事項について、電線管理者等と事前に調整のうえ、整備を推進します。

[無電柱化の検討事項]

(低コスト手法^{※4})

- ・浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式の導入
- ・電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合、これらの既存ストックの活用

(コスト削減策)

- ・民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化に資するPFI手法^{※5}等の検討

2 区役所等の車両出入口の対策

第1章で示した防災拠点の他、災害時に応急復旧活動や災害救助等の拠点である区役所、消防署、警察署、市土木事務所の車両出入口周辺において、電柱の倒壊により、緊急車両の出動が遮断されないように、沿道状況を踏まえて、電線管理者等と調整し、地中化以外の手法による無電柱化等を検討します。

3 占用制度の適切な運用

緊急輸送道路が新たに指定されたときや、その他道路への適用が可能なときは、道路法第37条の規定に基づき、新たな電柱の占用制限について検討します。

4 財政的支援

道路法第37条の規定に基づき指定された道路の区域に建設される電線共同溝に入溝する占用予定者に対し、地上機器等の整備により費用負担が必要な場合の財政的支援として、電線敷設工事貸付金制度の活用について検討します。

※3 整備手法は資料編2を参照

※4 低コスト手法は資料編3を参照

※5 PFI手法：

「PFI (Private Finance Initiative)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。無電柱化事業におけるPFI手法の導入により、一括発注による契約手続き回数の削減や予算の平準化による負担の軽減が可能となるとともに、民間の技術やノウハウの活用により、コスト削減や円滑な事業調整が可能となります。

5 道路事業や市街地開発事業等の実施と併せて行う無電柱化

道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合において、電線管理者は、これらの事業の状況を踏まえつつ新設電柱の道路上への設置を抑制するとともに、市は、これらの事業の実施に合わせ、無電柱化の検討を行うこととします。

上記の他、民間開発行為等の個別の要請により要請者負担で無電柱化が実施される場合は、市は電線管理者と調整し、必要な協力を行うこととします。

第5章 無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するための必要な事項

1 関係者間の連携強化

市と電線管理者が互いに連携を図り、無電柱化を推進します。

2 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深めるため、市の事業への取組みについて、ホームページ等により広報することで、無電柱化の協力が得られるよう努めます。

1 防災拠点

千葉市地域防災計画等における、災害時の防災対応の中核機能を有する拠点、医療活動の拠点及び広域的な物資拠点は以下のとおりです。

I 総合防災拠点

災害対応の中核機能となる災害対策本部として、関係機関との連絡調整や災害対策活動方針の協議・決定を行うための拠点。

II 災害拠点病院

災害時において、重篤傷病者に救急医療を行うため、以下のような機能を備えた医療の活動拠点。

- ・ 高度な診療機能
- ・ 被災地からの重篤傷病者の受け入れ機能
- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、受け入れ機能

III 物資輸送拠点

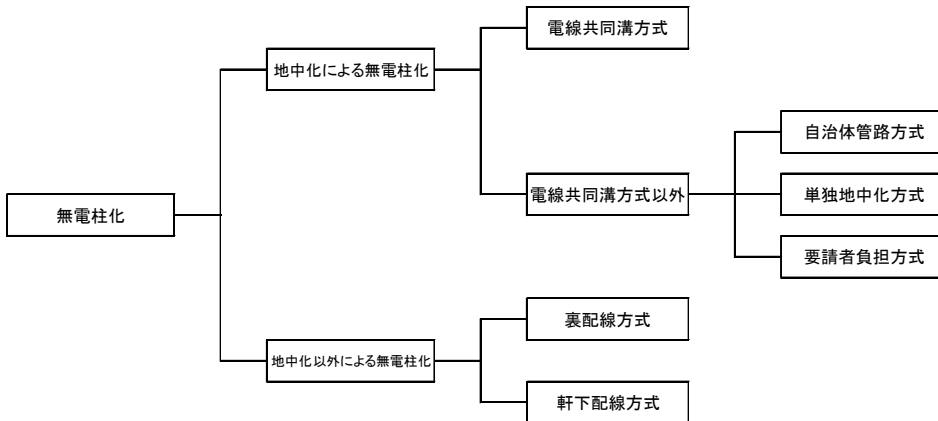
災害発生時に、物資の供給を円滑に実施するため、他都縣市等から物資を受入・保管し、各避難所へ配布するための仕分け等を行う広域的な物資拠点。

表4 「防災拠点」一覧表

	施設名	所在地
総合防災拠点	千葉市役所	中央区千葉港1-1
	ポートサイドタワー	中央区間屋町1-35
	千葉県庁	中央区市場町1-1
災害拠点病院	国立病院機構千葉医療センター	中央区椿森4-1-2
	千葉大学医学部附属病院	中央区亥鼻1-8-1
	千葉市立海浜病院	美浜区若葉3丁目1番27、1番41の一部（移転先）
	千葉県救急医療センター	美浜区豊砂6-1の一部外（移転先）
	千葉市立青葉病院	中央区青葉町1273-2
物資輸送拠点	国際展示場（幕張メッセ）	美浜区中瀬2-1
	蘇我スポーツ公園	中央区川崎町1-20他
	千葉県総合スポーツセンター	稲毛区天台町323

2 無電柱化の整備手法

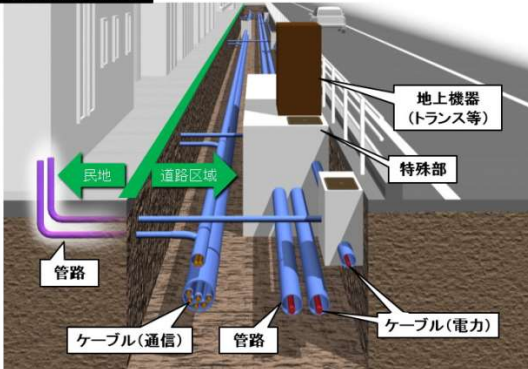
無電柱化の整備手法は、「電線類地中化」と「電線類地中化以外の無電柱化」に大別されます。



○ 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式。

電線共同溝(イメージ)



(出典) 国土交通省ホームページ

○ 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

○ 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

○ 要請者負担方式

要請者が費用を負担し整備する方式。

○ 軒下配線方式

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

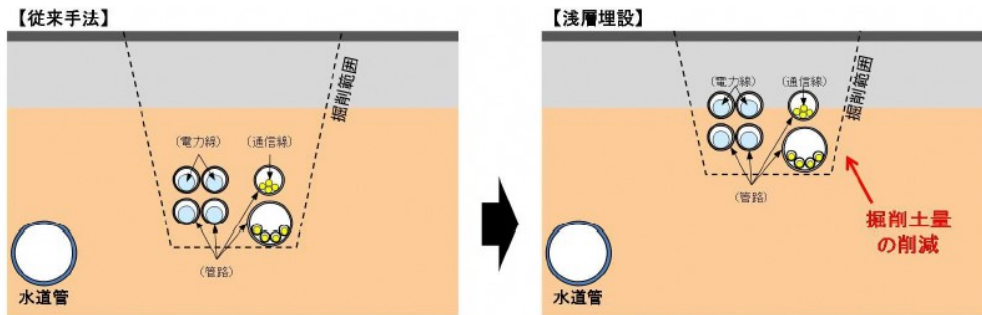
○ 裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式。

3 低コスト手法

○ 浅層埋設方式

現行より浅い位置に埋設



○ 小型ボックス活用埋設方式

小型化したボックス内にケーブルを埋設



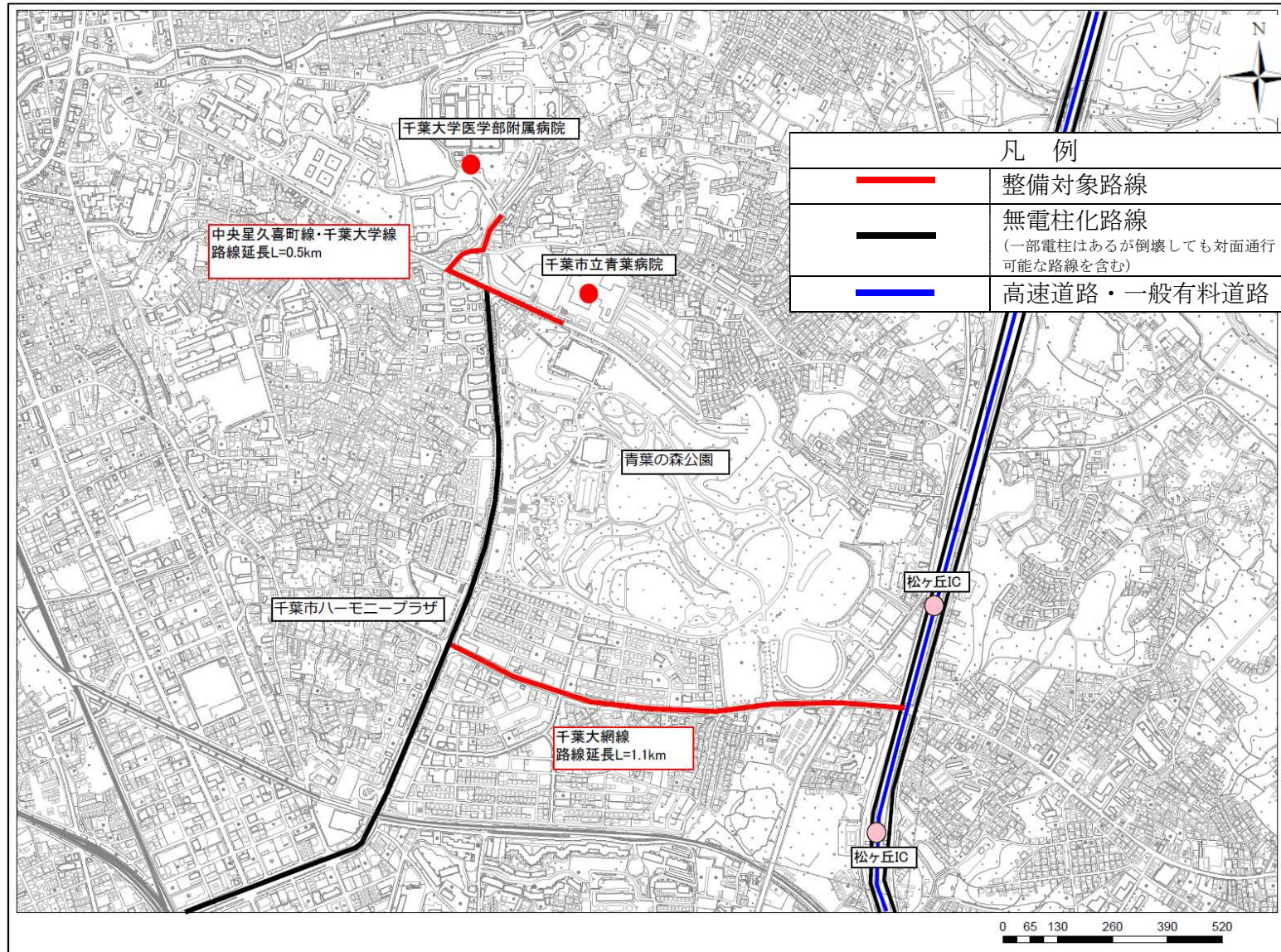
(出典) 国土交通省ホームページ

○ 既存ストックの活用

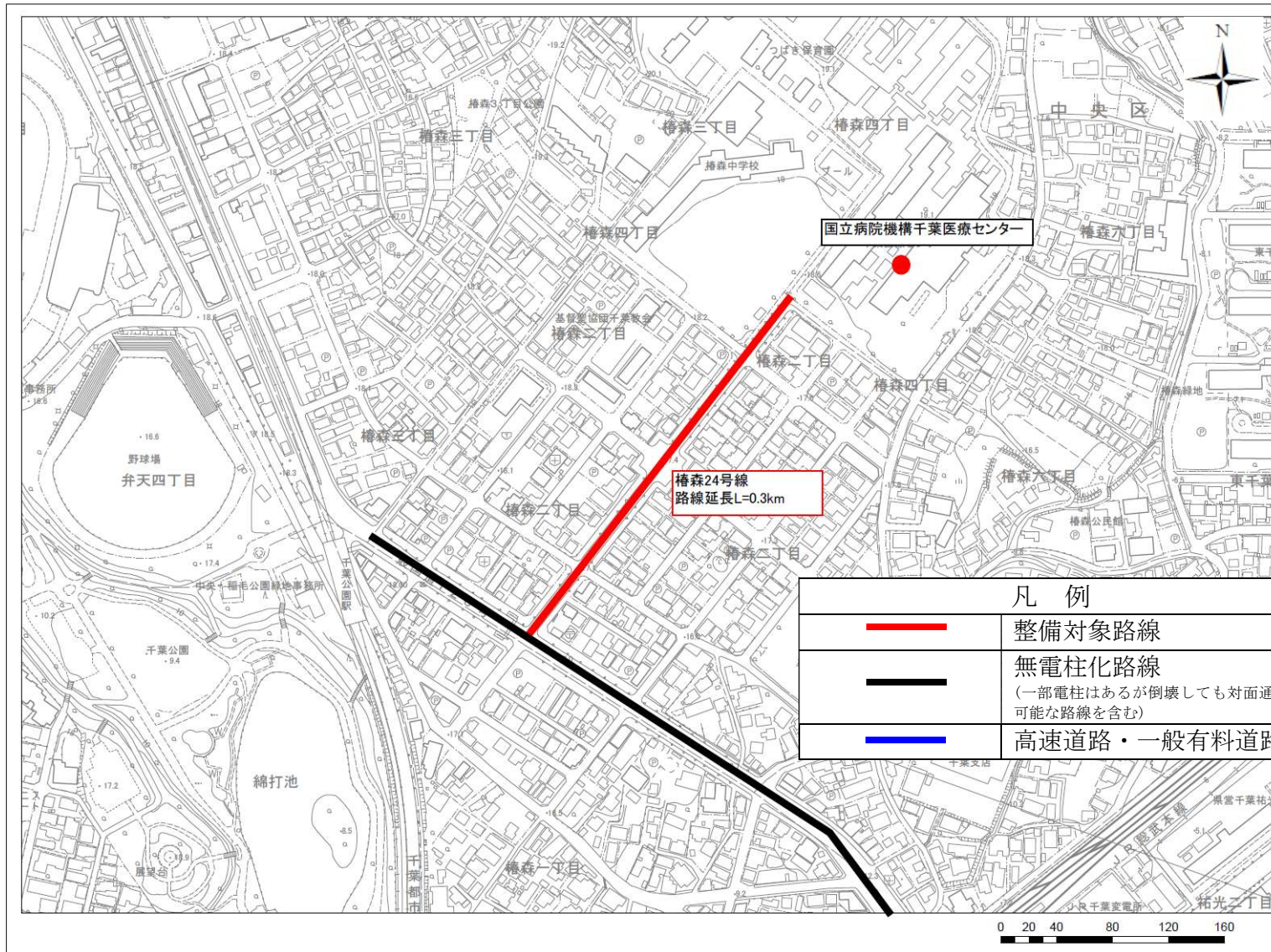
既に占用埋設されている電力設備、通信設備 (管路・マンホール・ハンドホール) を活用した地中化方式

4 優先して整備する路線位置図

(1) 千葉大網線・中央星久喜町線・千葉大学線



(2) 椿森24号線



(3) 国道14号・中瀬幕張町線・若葉5号線・若葉13号線・ひび野中瀬1号線

